

令和5年度 通所介護指摘事項一覧

10事業所中

番号	分類	指摘内容(文書指摘)	根拠法令等	指摘数
1	生活相談員の配置	サービス提供時間中に生活相談員が送迎に出ており、必要と認められる数が配置されていない日がありました。指定通所介護の提供日ごとに生活相談員の適正な配置を確保してください。	都条例第111号第99条第1項第1号 都条例施行規則第141号第17条第1項第1号	1
2	勤務体制の確保	ハラスメント対策について必要な措置が講じられていませんでした。事業者の指針等の明確化、相談窓口を設ける等必要な措置を講じてください。	都条例第111号第103条第4項 都条例施行要領第3の6の3(2)④	1
3	アセスメント	アセスメントが認定更新時、区分変更時に行われていませんでした。初回のみならず要介護認定の更新時、区分変更時、利用者状態像に変化があった時には、通所介護計画に位置付けるサービスの根拠が明確になるよう、適切な時期にアセスメントを行ってください。	都条例第111号第107条第1項 都条例施行要領第3の6の3(5)②	2
4	事故発生時の対応	区への報告が必要な事故について、区への事故報告が行われていない事例が確認されました。区における事故報告の取扱要領を再度確認し、漏れのないように報告してください。	都条例第111号第110条の3第1項 都条例施行要領第3の6の3(9)	2
5	サービス提供の記録	指定通所介護を提供した際、当該指定通所介護の提供日及び内容、その他必要な事項を利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載していない事例がありました。サービスを提供した際は、サービスの提供の記録に関する必要な事項を適切な書面で記載してください。	都条例第111号第112条で準用する第23条第1項 都条例施行要領第3の6の3(11)で準用する第3の1の3(16)①	1
6	秘密保持等	従業者について、秘密保持に係る必要な措置が講じられていませんでした。従業者や従業者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、秘密保持に係る誓約書を作成する等の措置を講じてください。	都条例第111号第112条で準用する第34条第1項、第2項 都条例施行要領第3の6の3の(11)で準用する第3の1の3の(25)①②	3
		利用者本人又は利用者の家族の個人情報を用いる場合の同意をあらかじめ得ていない事例がありました。サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得てください。	都条例第111号第112条で準用する第34条第3項 都条例施行要領第3の6の3(11)で準用する第3の1の3の(25)③	2
7	業務管理体制の届出	業務管理体制の整備に関する事項を届け出ていませんでした。業務管理体制の整備に関する必要な事項を届け出てください。	介護保険法第115条の32第1項、第2項	3
8	入浴介助加算	実際に入浴した回数と介護給付費の請求の回数が一致しない事例がありました。適切な算定となるよう介護給付費及び利用者負担分の過誤調整を行ってください。	厚告第19号別表6の注8 老企第36号第2の7(8)	1
9	個別機能訓練加算	機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で当該計画を作成していることが確認できませんでした。機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、機能訓練指導員等が利用者ごとに心身の状態や居宅の環境をふまえた個別機能訓練計画を作成してください。	厚告第19号別表6の注11 老企第36号第2の7(11)	1